

留学生の生活保障に関する サービス規程

(2010年改訂) 修正1および2を追加



NEW ZEALAND QUALIFICATIONS AUTHORITY
MANA TOHU MĀTAURANGA O AOTEAROA

序文

このサービス規程の目的は、教育機関に留学生の生活保障に関する枠組みを提供することである。この規程は、教育法（1989年）第238F項の下で定められている。また教育法によって、留学生を登録するには、教育機関がサービス規程へ加盟することが義務付けられている。

このサービス規程は、2002年3月31日以降有効であり、2003年7月付けで最初の改訂が行われ、2010年に再び改訂されている。

定義

このサービス規程の中で別途表記がない限り、各用語の定義は以下に示す通りである。

宿泊先斡旋業者

サービス規程加盟者の代理として、個人あるいは集団の留学生に宿泊先を紹介・斡旋する、加盟者とその雇用者以外の個人/団体を意味する。

法令

教育法（1989年）を意味する。

規程施行の責任者

このサービス規程の運営・実践に責任のある個人または団体を意味する。規程施行の責任者としてNZQA（学歴資格認定局）が任命されている。

年齢

一番最近の誕生日経過後の学生の年齢を意味する。誕生日は学生の旅券の記載内容に基づいて規定される。

寄宿施設

以下のいずれかを意味する。

- (a) 寄宿先を提供する認可を受けた寄宿舎やその他の寄宿施設
- (b) 5名以上の留学生が下宿する家庭/世帯

寄宿施設の従業員

寄宿施設で働くために雇用された個人を意味する。

規程

この「留学生の生活保障に関するサービス規程」を意味する。

CYF

社会開発省の一部門である児童・青少年・家族局を意味する。

指定世話人

留学生の保護者から、学生の保護者および宿泊先提供者として、書面による指名を受けた親族や友人を意味するが、その中には寄宿施設の経営者や管理人、従業員は含まれない。

団体学生

一組織団体の構成員としてニュージーランドに入学し、12週間以下の期間、サービス規程加盟教育機関に入学する、2名以上の10歳以上の学生の団体を意味する。

ホームステイ

4名以下の留学生が一家庭/世帯に下宿することを意味する。

ホームステイ先の世話人

留学生のホームステイ受け入れ先を意味する。

IEAA

本規程によって設置された国際教育審議局を意味する。

業界

輸出産業として教育を提供する者の利益を、政府や省庁に代表する団体、あるいはその代理業者を意味する。

留学生

以下の者を意味する。

- (a) 教育機関によって就学登録され、
- (b) 教育機関にとって、法令第2項または第159項（どちらか当てはまるもの）で定義されている留学生。

法的に任命された保護者

以下の者を意味する。

- (a) ニュージーランドまたは海外の法廷もしくは遺言書によって任命された、留学生に生活保障(教育や健康管理)を提供する法律的な権利と責任のある者。
- (b) 留学生の母国で留学生に生活保障を提供している者。

認可を受けた寄宿舎

法令第2項により定義され、教育(寄宿舎)法(2005年)の下で許可を受けている寄宿舎を意味する。

大臣

いずれかの法律の下もしくは総理大臣の認可の下で任命され、教育法(1989年)第18A章の下で管理責務を有している閣内相を意味する。

保護者

留学生の父親または母親を意味するが、法的に任命された保護者も含む。

私立教育機関

法令第159項に定義されている登録施設を意味する。

教育機関

以下のいずれかを意味する。

- (a) 学校
- (b) 法令第159項に定義されている教育機関
- (c) 私立教育機関

留学斡旋業者

ニュージーランド国内外の市場で、個人または集団の留学希望者の特定、および/または募集に携わる、加盟者とその雇用者以外の個人/団体を意味する。

宿泊先の世話人

以下のいずれかを意味する。

- (a) ホームステイ先の世話人
- (b) 寄宿施設の管理人、またはその施設内における留学生の責任者
- (c) 指定世話人
- (d) 一時宿泊施設にいる場合は監督者

審査委員会

本規程によって設置された国際教育審査委員会を意味する。

学校

法令第2項で定義された登録校を意味する。

学生寮

1年生から6年生もしくは10歳以下の生徒として教育機関に就学登録されている留学生のために、寄宿学校によって所有または管理され、規程施行の責任者によって認可されている寄宿舎を意味する。

加盟者

服務規程に関し、規程施行の責任者へ加盟申請中、あるいは加盟済みの教育機関を意味する。

監督者

一時宿泊施設において、団体学生および/または留学生に対する監督責任を持つ人物を意味する。

一時宿泊施設

モーテルやホテル、ホステル、ロッジなどの観光用宿泊施設を意味する。

若年留学生

以下のいずれかを意味する。

- (a) 1年生から8年生の生徒として学校に就学登録されている留学生
- (b) 13歳以下の生徒としてそれ以外の教育機関に就学登録されている留学生

1 概説

1 通告

- 1.1 加盟者は、直接的または間接的に留学生と関わる全職員に、本規程の存在と内容に関して通達する。
- 1.2 加盟者は、本規定の理解と実践を促すため、留学生に対する各職員の役割に適した支援と指導を行なう。

2 海外在住の学生

- 2.1 加盟者は、ニュージーランド国外で学習を継続する留学生に対して、服務規程を適用する必要はない。

3 団体学生

- 3.1 加盟者は、団体学生に対して服務規程を適用する。
- 3.2 加盟者は、団体学生に対して以下を保証する。
 - 3.2.1 適切な監督体制
 - 3.2.2 学生数に相当する監督者数
- 3.3 若年留学生の団体を組織または受け入れようとする加盟者は、27.3項および27.4項に従って規程施行の責任者から認可を受けなければ、団体学生を就学登録することはできない。
- 3.4 団体学生を手配するまたは受け入れようとする加盟者の規約には、教育機関および留学に関与する第三者団体の責務を明記されなければならない。規約には次の項目を明記する(以下に限定されない)。
 - 3.4.1 授業内容およびその他提供されるサービス
 - 3.4.2 連絡担当者および1日24時間体制の緊急連絡電話番号
 - 3.4.3 保護者の許可状(18歳未満の学生の場合)
 - 3.4.4 保護者の海外連絡先
 - 3.4.5 宿泊先の手配
 - 3.4.6 手数料/支払金
 - 3.4.7 危害ならびに緊急時の対応に関する評価
 - 3.4.8 医療保険/旅行保険に関する要件
 - 3.4.9 18歳未満の学生の場合、1日24時間体制の監督役割分担

2 留学生のマーケティング、募集、入学

4 留学希望者への情報提供

- 4.1 この章の下で提供される情報のすべては、書面または電子書式によるものであること。また、IEAAまたは規程施行の責任者による検査ができるような形式であること。金銭の授受に関する記録は書面によるものであること。
- 4.2 留学希望者がいかなる契約をも結ぶ前に、加盟者またはその留学斡旋業者は、情報掲載先のウェブサイトを表示するか、直接書面にて、以下の情報を希望者に提供する。
 - 4.2.1 多額の不明瞭な費用がないように授業料とコース諸経費を明確にする。
 - 4.2.2 応募の要件と手続き
 - 4.2.3 受け入れ条件
 - 4.2.4 払い戻し条件
 - 4.2.5 必要とされる英語力(当てはまる場合)
 - 4.2.6 施設、設備と職員に関する情報
 - 4.2.7 加盟者が提供するコースまたは資格についての情報
 - 4.2.8 医療保険および旅行保険の加入義務
 - 4.2.9 学生が利用できる各種滞在施設に関する情報とアドバイス
- 4.3 滞在施設についての情報は以下を含む。
 - 4.3.1 各種滞在施設の空き状態と特徴
 - 4.3.2 キャンパス内外の滞在施設の現実的な見積もり費用
 - 4.3.3 宿泊先を確保するための手続き
 - 4.3.4 加盟者が滞在施設の適切さを確認したかどうか、またその評価内容

5 学校案内と宣伝用資料

- 5.1 学校案内あるいは宣伝用資料には、加盟者が提供する授業内容やサービスについて公平で正確な説明を記載する。
- 5.2 学校案内あるいは宣伝用資料は、前述の4項に挙げられた留学希望者に提供されるべき情報を含む。
- 5.3 加盟者は、以下の文章をすべての学校案内あるいは宣伝用資料に含める。

規程

[教育機関名]は、「留学生の生活保障に関する服務規程」の順守と、その義務の履行に合意しています。規程の写しを希望する方は、NZQA のホームページ www.nzqa.govt.nz をご覧ください。

入国

入国の要件、ニュージーランド留学中の就業の権利に関する説明、必要な届出についての全情報は、ニュージーランド移民局へお問合わせいただくか、同局のホームページ www.immigration.govt.nz をご覧ください。

医療サービス

ニュージーランド留学中の留学生の大半は、公的資金でまかなわれる医療サービスを受診することができません。留学中に何らかの治療を受けた場合、その費用は全額個人負担となる可能性があります。公的資金による医療サービスの適用範囲に関する詳細については、保健省へお問合わせいただくか、同省のホームページ www.moh.govt.nz をご覧ください。

事故保険

事故補償公社は、ニュージーランド国民、永住者、一時的な滞在者に対して、事故補償制度を提供していますが、外国人は適用範囲外の医療費とその関連費用を自己負担する可能性があります。詳しくは、同公社のホームページ www.acc.co.nz をご覧ください。

医療保険と旅行保険

ニュージーランド留学中の留学生（団体学生を含む）は、適切かつ有効な医療保険と旅行保険に加入しなければなりません。

6 留学希望者の審査

- 6.1 コース入学前に、十分な英語の会話・筆記能力、および/または効果的な学習に必要な学術的資格が必要とされる場合、入学許可証の発行や入学受付の前に、これらの点に関して留学希望者の能力を審査し、条件を満たすに十分な能力があることを確認しなければならない。加盟者は、これらの能力を満たす留学希望者に対してのみ、入学許可証の発行や入学受付の決定ができる。
- 6.2 留学希望者の申し込み時点での英語力、または以前の学習成果に関するニュージーランド国内試験の結果によって、コースあるいは特定レベルのコースへの条件付き入学が認められた場合、加盟者は登録前に留学希望者へその旨を通告する。
- 6.3 留学希望者が6.1項の要件を満たさない場合、加盟者は、進学前あるいはコース受講中に修了すべき英語コース、および/または必修科目について学生へアドバイスすることができる。

7 留学生の入学受付

- 7.1 加盟者による留学生へのコースの提供（留学生が教育機関を変更する場合を含む）は、留学希望者の能力と将来設計が、加盟者によって提供される教育の機会と、どの程度見合っているかの査定に基づく。この査定の結果は、ニュージーランド移民局の要請に応じて提出できるような形式で記録されなければならない。
- 7.2 留学生の入学時、加盟者は留学生に以下の情報を提供するか、または学生が既にその情報を受け取っていることを確認する。
 - 7.2.1 加盟者のオリエンテーションプログラムと支援内容についての詳細
 - 7.2.2 加盟者の苦情手続きに関する説明書
 - 7.2.3 規程の写しもしくは「留学生の生活保障に関する服務規程（要約）」パンフレット。これらはNZQAのホームページ www.nzqa.govt.nz からダウンロードできる。
 - 7.2.4 学生の中途退学時、あるいはコース/プログラムで規定された出席日数に満たなかったり、長期欠席が発覚した場合の対応手続き
 - 7.2.5 加盟者が授業を中止する事態
 - 7.2.6 加盟者の授業料の保護と払戻制度についての詳細
 - 7.2.7 留学生に適していることが加盟者によって承認された滞在施設の種類（第15項に詳述）についての詳細
 - 7.2.8 留学生が出席を必要とするコースの開講日についての詳細
- 7.3 加盟者にあてはまる場合は、以下の詳細を留学生に提供しなければならない。

6 | 留学生の生活保障に関する サービス規程

- 7.3.1 留学生が受講できるコース
- 7.3.2 進学準備コース、入学コースの開講前と受講中の英語プログラム
- 7.3.3 予備学習の認知手続き
- 7.3.4 履修済み単位の振替手続きに関する詳細
- 7.4 留学生の入学に当たり、加盟者は学生が留学予定期間中に有効かつ適切な医療/旅行保険に加入していることを確認する。
- 7.5 留学生の入学に当たり、加盟者は各学生について次の情報を確認・記録・維持し、常にこの情報を把握する。
 - 7.5.1 氏名
 - 7.5.2 現住所と宿泊先の種類、連絡先の電話番号
 - 7.5.3 旅券、査証/許可証についての詳細(旅券記載内容と現在有効な査証/滞在許可の写真複写および/または電子複写またはスキャン)
 - 7.5.4 18歳未満の学生に関しては保護者の氏名と現住所。18歳以上の学生に関しては緊急連絡人および/または近親者の氏名と現住所
 - 7.5.5 医療保険と旅行保険についての詳細
- 7.6 留学生の入学時、下記に変更があった場合は加盟者に通知することを伝える。
 - 7.6.1 連絡先
 - 7.6.2 宿泊先の種類
 - 7.6.3 住所
 - 7.6.4 在留資格

8 海外でマーケティング活動を行なうスタッフ

- 8.1 海外でマーケティングおよび募集活動を行うスタッフは、以下の条件をすべて満たす。
 - 8.1.1 留学生に関連する加盟者のプログラム、事務手続き、資格、審査制度についての知識
 - 8.1.2 募集活動を行う国の文化と習慣に対する理解
 - 8.1.3 留学希望者の将来設計が明らかな場合、提供するコースや資格に関して、学生の母国での就職や継続学習の障害となりうる点について、わかっている範囲ですべて説明する。
- 8.2 留学希望者から加盟者への登録について問い合わせを受けた在外スタッフは、それらに関しての知識が乏しい場合、上記8.1.1項および8.1.2項に規定される知識と能力を持つスタッフへ照会する。

9 入国条件

- 9.1 加盟者は、留学希望者に、ニュージーランド留学にはニュージーランド移民局の要件を満たす必要があることを通知する。
- 9.2 留学希望者がニュージーランド移民局より就学許可を受けていない場合、または、留学希望者が必要な就学許可を有しているかどうかを加盟者が判断できない場合、加盟者は以下のいずれかを行わなければならない。
 - 9.2.1 ニュージーランド移民局のアドバイスを受ける。
 - 9.2.2 以下の団体にアドバイスを求めるよう、留学希望者に助言する。
 - (i) ニュージーランド移民局
 - (ii) 移民アドバイザー許可法(2007年)規定の許可を受けた移民アドバイザー
 - (iii) 移民アドバイザー許可法(2007年)で規定された許可の免除を受けた者

また、加盟者は、留学希望者にコースへの入学を許可する前に、ニュージーランド移民局より就学許可の発行を受けていることを確認する。有資格移民アドバイザーの一覧表は、IAA(Immigration Advisers Authority)のホームページwww.iaa.govt.nzに掲載されている。

- 9.3 入学が取り消された場合、加盟者は、ニュージーランド移民局ホームページwww.immigration.govt.nzの電子通知用紙を使用して、すみやかにニュージーランド移民局に通知する。

3 契約業者

10 留学斡旋業者および宿泊先斡旋業者

- 10.1 加盟者は、斡旋業者に規程順守の義務があることを通達する。
- 10.2 加盟者は斡旋業者に規程の写しを配布する義務があり、入手できる場合は各業者の母国語に翻訳された規程を配布する。
- 10.3 加盟者は斡旋業者と契約書を交わす。その契約において、斡旋業者が規程を熟知し、順守に同意することを確認し、業者による規程違反によっては契約解消の可能性もあることを記載する。
- 10.4 加盟者は、斡旋業者の良識ある行動が非常に重要であることを認識させる。
- 10.5 加盟者は、斡旋業者が以下を犯した場合、直ちにその業務活動中止を書面で通告する。
 - 10.5.1 故意であるか否かにかかわらず、業者の行為が、不誠実であったり、誤解を招いたり、欺瞞であった場合
 - 10.5.2 規程に定められた加盟者の義務を怠った場合
- 10.6 斡旋業者が業務活動を中止しなかった場合、加盟者は直ちに次の処置を取る。
 - 10.6.1 該当業者の認定取り消し
 - 10.6.2 該当業者との契約解消
 - 10.6.3 該当業者からの学生の受入れ停止
- 10.7 加盟者は、斡旋業者と加盟者および宿泊先の世話人の間での責任分担に関して通告する。

4 契約と損害賠償

11 加盟者の契約上、金銭上の義務

- 11.1 留学生との取引において、加盟者は関連するすべての法令の関連条項を順守する。
- 11.2 加盟者もしくはその代理業者と、留学生との間での、入学に関するすべての契約および金銭上の取引は、公平で正当に行われる。
- 11.3 加盟者および/または留学斡旋業者と、留学生との間で結ばれる契約・金銭上の取引はすべて書面に記録し、契約当事者である留学生またはその保護者へ書類の写しを渡す。
 - 11.3.1 加盟者と留学生および/またはその保護者との間で結ばれる契約書には、留学生の入学条件、ならびに、加盟者の払い戻し条件を記載する。
 - 11.3.2 加盟者と18歳未満の留学生との間で結ばれる契約書には、その保護者が署名する。
- 11.4 加盟者は、留学生によって払われた授業料を保護するための制度を設ける。

損害賠償

- 12.1 各加盟者には規程を順守する責任があり、以下に関連するあらゆる個人からの苦情によって規程施行の責任者が負わされたり、被ったりしたすべての支出、損失、損害、費用(全額賠償金基準)を補償する。
 - 12.1.1 加盟者またはその斡旋業者による規程違反
 - 12.1.2 規程に定められたあらゆる義務に対する加盟者またはその斡旋業者の業務行為
 - 12.1.3 故意であるか否かにかかわらず、加盟者またはその斡旋業者の行為が不誠実であったり、誤解を招いたり、欺瞞であった場合
- 12.2 12.1項で言うところのすべての苦情には、公正さと自然的正義の原則が適用される。

5 福利厚生

13 サポート体制

- 13.1 加盟者は、留学生からの生活保障に関する問い合わせのすべてに対応する一人または複数の個人を指定し、入学する学生にその存在と利用法について説明する。
- 13.2 加盟者は、以下を含む(そのみには限定されない)サポート体制を留学生に提供する。
- 13.2.1 教育機関と学生のタイプに適したオリエンテーションプログラム
 - 13.2.2 新しい文化環境に馴染めずにいる学生への援助
 - 13.2.3 規程に定められている学生の権利と加盟者の義務、そして学内外での苦情手続きの方法などを含む学生擁護策
- 13.3 13.1項および13.2項にある要件に加えて、(当てはまる場合には)加盟者は以下のサポート体制を留学生へ提供する。
- 13.3.1 加盟者が各種滞在施設の適切さを確認したかどうか、またその評価内容を含めた滞在施設に関する情報とアドバイス
 - 13.3.2 ニュージーランド国内の道路交通法、運転免許、交通安全(歩行と自転車走行も含める)に関する情報とアドバイス
 - 13.3.3 コースに関するアドバイス
 - 13.3.4 医療・精神衛生サービス、薬物・覚醒剤に関する注意とカウンセリング、ギャンブル中毒相談などの福利厚生制度に関するアドバイス
 - 13.3.5 性教育、セーフセックス、性・生殖医療に関する情報収集のアドバイス
 - 13.3.6 酒類やタバコ製品の販売に関する法律を含むニュージーランドの関連諸法律に関する情報とアドバイス
 - 13.3.7 嫌がらせや差別に対応するための情報とアドバイス
- 13.4 サポート体制は留学生の要求に適ったものでなければならない。

保護者との連絡(18歳未満の留学生)

- 13.5 18歳未満の留学生に関しては、入学前に必ずその保護者と連絡を取り、緊急時の連絡方法を取り決めておく。
- 13.6 18歳未満の留学生に関しては、その保護者と定期的に連絡を取り合う。

若年留学生

- 13.7 加盟者は、以下に限定されることなく、若年留学生の成長ならびに生活保障への配慮を確認する方法を確立する。
- 13.7.1 若年留学生が現在保護者と同居し今後も同居を継続する。また、15.5項、27.3項および27.4項で認可された若年留学生の場合、規程第6章の宿泊施設にて生活している。
 - 13.7.2 保護者と同居していない留学生の場合、留学生と保護者との間の定期的な連絡方法
 - 13.7.3 母国語による支援の利用
 - 13.7.4 (可能ならば母国語による)専門家のカウンセリングの利用
 - 13.7.5 留学生との連絡を受け持つ職員への異文化教育

危害を受ける恐れのある学生または特別な配慮が必要な学生

- 13.8 留学生が深刻な危害や搾取から自身を守れない、さらに/あるいは健全な生活を送るための自己防衛ができないという確固とした根拠がある場合、その内容を記録し、以下の対策をとる。
- 13.8.1 該当する学生と定期的に面談し話し合う。
 - 13.8.2 該当する学生の両親または近親者と連絡を取ることが適切であるかどうか判断した上で、適任者と定期的に連絡を取る。連絡を取る際には、プライバシー保護法(1993年)の原則を守るよう留意する。
 - 13.8.3 該当する学生の世話と支援に関して、必要であればその他の関係当局と連絡を取り合う。
 - 13.8.4 該当する学生の住環境を確認し、適切な状況にないと判断された場合は、支援または適切な照会を執り行う。
- 13.9 加盟者は、留学生が不当な扱いや危害、虐待の対象になっていたり、ないがしろにされていると確信する場合、CYF(児童・青少年・家族局)の通報規則に従ってCYFへ通告するか、ニュージーランド警察へ届け出る。

14 生活状態を確認するための出欠席の監督

- 14.1 加盟者は以下を確認する方法を確立する。
 - 14.1.1 留学生がコースの要件を満たしていることの確認
 - 14.1.2 コース満了前に学生が出席を停止した場合、事実関係の究明
- 14.2 登録校に在学する留学生が欠席した場合、学校長は法令第77A項の『学生就学記録に関する規則』に従う。
- 14.3 留学生の休学・停学・除籍・退学措置に対しては、次の規定が順守される。
 - 14.3.1 公立校および公立統合校に入学した留学生に対しては、法令第18項ならびに法令第18AA項の規則。
 - 14.3.2 私立校に入学した留学生に対しては、法令第35AA項の規則。

6 宿泊先

15 宿泊先の規定

- 15.1 加盟者は、留学生からの宿泊先に関する問い合わせに対応する一人または複数の個人を指定し、入学する学生にその存在と利用法について説明する。
- 15.2 宿泊先に関して懸念のある加盟者は、規程施行の責任者まで申し出る。
- 15.3 加盟者が18歳以上の留学生の宿泊先を手配する場合、(以下にあてはまる)適切な条項が順守されてることを保証する。
 - 15.3.1 ホームステイ
 - 15.3.2 寄宿施設
 - 15.3.3 一時宿泊施設
- 15.4 18歳未満のすべての留学生が以下の5種類の宿泊先のいずれかに住居し、規程第6章の適切な条項が順守されてることを確認し、記録を作成する。
 - 15.4.1 ホームステイ
 - 15.4.2 寄宿施設
 - 15.4.3 指定世話人
 - 15.4.4 (3ヶ月未満の短期留学生に限り)一時宿泊施設
 - 15.4.5 保護者との同居
- 15.5 加盟者は、若年留学生が現在保護者と同居し今後も同居を継続するかを確認し、記録を作成する。ただし、加盟者が27.3項および27.4項に従って規程施行の責任者から許可を受けている場合は、以下の方法が採用できる。
 - 15.5.1 団体学生(該当学生が団体学生の一員である場合)を就学させる。
 - 15.5.2 留学生を7年生および8年生の生徒として学校に就学させる。または11歳から13歳の留学生を他の教育機関に就学させる。
 - 15.5.3 若年留学生を学生寮に下宿させる。

15.5.1項および15.5.2項に定められた規程施行の責任者の許可証は、ホームステイ、認可を受けた寄宿舎および指定世話人に対してのみ認可される。
- 15.6 加盟者が上記15.5項で認可された宿泊施設に若年留学生を下宿させる場合、16.3項、17.3項および18.1.3項に定められた四半期ごとの面談を持ち、以下を執り行う。
 - 15.6.1 面談の内容を、規程施行の責任者から要請があった場合に提出できるような形式で記録する。
 - 15.6.2 規程施行の責任者から要請があった場合、加盟者は、下宿させている留学生の住所と人数を通知する。
- 15.7 団体学生または寄宿舎に下宿している若年留学生を就学させる場合、加盟者は、以下に限定されることなく、週末および学校休暇中の世話に関する取り決めについて、規程施行の責任者から許可を得る。
 - 15.7.1 適切な宿泊施設
 - 15.7.2 留学生と保護者との間の定期的な連絡方法
 - 15.7.3 若年留学生の成長ならびに生活保障への適切な配慮を確認する方法

16 ホームステイ

- 16.1 加盟者は、ホームステイ先の住居と世話人を選定・監督するにあたり、以下に限定されることなく、それらを含む、加盟者または宿泊先幹旋業者が従う厳正な手続き方法を設定する。
 - 16.1.1 ホームステイ先が寄宿施設ではないかどうかの判断
 - 16.1.2 ホームステイ先世話人の適正審査
 - 16.1.3 居住施設の現状視察
 - 16.1.4 ホームステイ先の世話人が身体的、精神的に安全な環境を提供できるかどうかの判断
- 16.2 ホームステイ先の世話人が留学生へ良質な居住サービスを提供できるようにするため、加盟者またはその宿泊先幹旋業者は、ホームステイ先の世話人へのサポート基盤を構築し、最適なホームステイを実践する方法に関する情報とアドバイスを提供する。
- 16.3 加盟者は、18歳未満の学生に関しては、ホームステイ先が適切かどうかを確認するため、少なくとも四半期に1回面談を持つ。
- 16.4 加盟者またはその宿泊先幹旋業者は、18歳未満の学生を世話するホームステイ先を少なくとも年2回は訪問し、宿泊先が適しているかどうかを確認する。また、その適正が疑われ始めたホームステイ先は、追跡調査のために再度訪問する。

17 寄宿施設

- 17.1 寄宿施設の運営、および/あるいは留学生の寄宿施設への幹旋を行う加盟者は、以下に限定されることなく、それらを含む厳正な手続き方法を設け、加盟者およびあらゆる宿泊先幹旋業者がそれに従う。
 - 17.1.1 地方行政区の条例が順守されているかどうかを確認
 - 17.1.2 寄宿施設の管理人または18歳未満の留学生に対する監督責任を持つ人物、および18歳以上の学生に対する監督責任を持つ宿泊先の世話人の人物調査
 - 17.1.3 対象となる寄宿施設の運営ならびに従業員の適正審査
 - 17.1.4 居住施設の現状視察
 - 17.1.5 寄宿施設が身体的、精神的に安全な環境を提供できるかどうかの判断
 - 17.1.6 留学生の安全を侵すあらゆる危険の監視と管理
- 17.2 寄宿施設の運営、および/または留学生の寄宿施設への幹旋を行う加盟者は、留学生に対する寄宿施設内でのあらゆる暴力、虐待の危険を監視、管理する。
- 17.3 加盟者は、寄宿施設が適切かどうかを確認するため、少なくとも四半期に1回、18歳未満の学生と面談を持つ。
- 17.4 加盟者またはその宿泊先幹旋業者は、18歳未満の学生を世話する各寄宿施設を少なくとも年2回は訪問し、宿泊先が適しているかどうかを確認する。また、その適正が疑われ始めた寄宿施設は、追跡調査のために再度訪問する。
- 17.5 本項の条件下では、27.3項および27.4項に従って規程施行の責任者から許可を得ている加盟者は、留学生を認可を受けた寄宿舎にのみ下宿させることができる。

18 指定世話人

- 18.1 18歳未満の留学生の宿泊先を確保するために、保護者が親族または親しい友人を指名した場合、加盟者は以下を行う。
 - 18.1.1 指定世話人が親族あるいは親しい友人であること、ならびに加盟者の許可を得た上で学生のために保護者が宿泊先を選択したことを明記した免責書類へ保護者（手配業者ではない）に署名してもらう。
 - 18.1.2 学生の入学時、あるいは（適切であれば）入学前に指定世話人宅を訪れ、以下を確認する。
 - (a) 住環境が受入基準を満たしているかの判断
 - (b) 指定世話人が身体的、精神的に安全な環境を提供できるかどうかの判断
 - (c) 指定世話人宅が寄宿施設ではないかどうかの判断
 - (d) 指定世話人と面談し、意思疎通を図る
 - 18.1.3 宿泊先が適切かどうかを確認するため、少なくとも四半期に1回、加盟者は学生と面談を持つ。
- 18.2 保護者が学生の宿泊先として寄宿施設を選択した場合、加盟者は上記17項に記載されている寄宿施設に関する規定に従う。

19 一時宿泊施設

- 19.1 一時宿泊施設を選定するにあたり、加盟者は、以下に限定されることなく、それらを含む厳正な手続き方法を設け、施設とその監督状況が適切であるかどうかを確認する。
 - 19.1.1 施設の適正審査
 - 19.1.2 18歳未満の学生が適切な監督下にあるかどうか
 - 19.1.3 団体学生の人数に相当する監督者がいるかどうか
 - 19.1.4 留学生に対する一時宿泊施設内でのあらゆる危険を監視、管理

20 宿泊先の世話人

- 20.1 宿泊先の世話人に関して、加盟者は常に以下の情報を把握する。
 - 20.1.1 氏名
 - 20.1.2 現住所と連絡先の電話番号
 - 20.1.3 現時点での職業
 - 20.1.4 学生との関係
- 20.2 加盟者は、宿泊先の世話人が加盟者およびすべての宿泊先幹旋業者に対して持つ責任義務を十分に理解していることを確認する。

21 18歳未満の学生のための宿泊先の警察調査

- 21.1 18歳未満の学生の宿泊先を認可するに当たり、加盟者は以下の手続きを取る。
 - 21.1.1 他の留学生を除く、ホームステイ先に居住する18歳以上の全成人について警察による人物調査を行なう。
 - 21.1.2 現在の寄宿施設あるいは予定されている寄宿施設で定期的に働く従業員や請負業者について、警察による人物調査が行なわれるよう適切な手続き方法を設ける。
 - 21.1.3 加盟者が適切と判断した、あるいは加盟者の方針と適合する場合には、指定世話人や監督者、および/または一時宿泊施設の従業員に関しても警察による人物調査を行なう。

7 苦情手続き

22 学内の苦情手続き

- 22.1 加盟者は、留学生に適切かつ平明で公平な学内の苦情手続きについて説明し、学生がそれを直ちに利用できるようにする。
- 22.2 加盟者は、規程違反に関する留学生からの苦情に対応する手続きを導入し、その手続き方法を書面に明記する。
- 22.3 加盟者は、苦情手続きや国際教育審議局 (IEAA) についての情報を、留学生が見られるように、教育施設内の目立つ場所 (例、掲示板) へ掲示する。

23 国際教育審議局 (IEAA)

- 23.1 IEAAは、留学生やその代行業者/代理人からの、あるいは規程施行の責任者から照会された、規程違反に関する苦情を受理・審議するために召集される。
- 23.2 教育次官がIEAA任命のための基準を設定する。またIEAAの会員は、関係諸団体の意見を得た後、教育次官が任命する。
- 23.3 教育次官は、行政機関管理委員会 (State Services Commission) との協議に従って、IEAA 会員の任命条件を特定する。
- 23.4 IEAAはその活動内容を規程施行の責任者に以下の書類で報告する。
 - 23.4.1 3ヶ月ごとの要約報告
 - 23.4.2 事例、要約資料、分析結果を添付した年次報告書
- 23.5 加盟者が留学生との間での契約に違反していると考えられる留学生は、加盟者の学内苦情手続きでは問題が解決されないと判断した場合、IEAAを通して、苦情原因の除去を求めることができる。
- 23.6 規程施行の責任者はIEAAと協議した上で、IEAAが苦情の受理、審議をする際に適用する手続きを、公正さと自然的正義の原則および関連規則に従って特定する。

- 23.7 加盟者はIEAAが執り行う手続きに従う義務があり、要請された場合には苦情に関する一切の情報をIEAAに提供することに同意する。要請には、事実または状況に関する宣誓書を添付することができる。
- 23.8 IEAAは、この規程の適用範囲外の問題についての苦情、例えば授業内容の質および/または品質保証を、特定の苦情調査に関する権限を与えられている外部組織へ照会できる。
- 23.9 IEAAは、苦情の調査中に生じた問題を、規程施行の責任者または外部組織へ照会できる。
- 23.10 IEAAは、誤解を招く行為あるいは詐欺行為についての苦情を、商業委員会またはその他の規制当局へ照会できる。
- 23.11 IEAAへ提供されたすべての個人情報、プライバシー保護法(1993年)に従って取り扱われる。

24 国際教育審議局 (IEAA) の決定

- 24.1 IEAAは、苦情によって影響を受けるすべての関係者に、その決定内容を書面で報告する。IEAAの判決は、影響を受けるすべての関係者に対して拘束力をもつ。
- 24.2 IEAAは、それほど深刻ではない規程違反を犯した加盟者に、業務活動の一時停止または規程からの除名などの適切な制裁措置を課す権限がある。これらの制裁には、是正措置の勧告、違反を犯した加盟者の氏名公表、賠償命令、および/または経費や利息の支払を含むこともある。
- 24.3 IEAAによって是正措置が勧告された加盟者には、IEAAが満足する成果が得られるまで一定の猶予期間が与えられる。
- 24.4 制裁に対し、加盟者の取った措置がIEAAを満足させなかった場合(猶予期間内に履行しなかった場合も含む) IEAAは加盟者の業務活動停止または規程からの除名を審査委員会へ勧告できる。
- 24.5 加盟者が深刻な規程違反を犯したとIEAAが判断した場合、加盟者としての業務活動の一時停止、または規程からの除名を審査委員会へ勧告できる。

25 国際教育審査委員会

- 25.1 加盟者が深刻な規程違反を犯したとIEAAが判断した場合、または、IEAAの制裁措置が十分に履行されていない場合のIEAA勧告を検討するため、教育次官によって審査委員会が召集される。
- 25.2 審査委員会は、3名の個人会員で構成される。1名の会員が出席できない場合、2名の会員で運営することができる。教育次官が会員の任命基準を設定した上で、関係団体からの意見を得た後、教育次官によって会員が任命される。
- 25.3 教育次官は、行政機関管理委員会との協議に従って、審査委員会の会員の任命条件を特定する。
- 25.4 年次報告書を持って、審査委員会はその活動内容を規程施行の責任者に報告する。
- 25.5 審査委員会は、公正さと自然的正義の原則および関連規則に従って、苦情の受理、審議の手続き方法を決定する。加盟者は審査委員会が執り行う手続きに従う義務があり、要請された場合には苦情に関する一切の情報を審査委員会に提供することに同意する。
- 25.6 審査委員会へ提供されたすべての個人情報は、プライバシー保護法(1993年)に従って取り扱われる。

26 審査委員会の決定

- 26.1 審査委員会は、以下の措置を取る場合がある。
 - 26.1.1 加盟者の規程からの除名
 - 26.1.2 加盟者の一時的な業務活動停止
 - 26.1.3 IEAA勧告を支持
 - 26.1.4 IEAA勧告を無効とする
 - 26.1.5 問題をIEAAに差し戻し、全体あるいは一部に関して再検討を促す。
- 26.2 審査委員会が適切と判断した場合、以下の軽度の制裁措置(複数可)を適用する場合がある。
 - 26.2.1 是正措置の履行条件
 - 26.2.2 加盟者による違反内容の公表
 - 26.2.3 賠償支払命令

- 26.3 審査委員会は、25.5項、26.1項、26.2項の内容を制限することなく、以下の決定を行うことができる。
 - 26.3.1 最終決定の一時的な保留
 - 26.3.2 命令の発効日
 - 26.3.3 命令の有効期間
- 26.4 審査委員会は、苦情によって影響を受ける規程施行の責任者およびすべての関係者に、その決定内容を書面で報告する。審査委員会の判決は、影響を受けるすべての関係者に対して拘束力をもつ。

8 申請と監督

27 申請

- 27.1 規程の発効日以降、教育機関からの加盟申請は規程施行の責任者によって受理される。
- 27.2 教育機関が規程の加盟者になるには、規程施行の責任者に、正しく記入された加盟申請書(規程施行の責任者から入手できる)を提出する。規程施行の責任者は、書面で申請者に申請結果を通知する。
- 27.3 加盟者は、若年留学生を学生寮に下宿させようとする場合、保護者と同居しない若年団体学生を就学させようとする場合、保護者と同居しない留学生を7年生および8年生の生徒として学校に就学させようとする場合、保護者と同居しない11歳から13歳の留学生を他の教育機関に就学させようとする場合、加盟申請の際に、規程施行の責任者からの認定の申請書を追加する。
- 27.4 上記27.3項の認定を得るには、(適切であれば)3.4項の団体学生要件、13項の福利厚生要件、15.5項、15.6項および15.7項の宿泊施設要件を遵守していると、規程施行の責任者が認める必要がある。この申請過程で、居住施設の現状視察をすることがある。
- 27.5 以下に変更が生じた加盟者は、変更日より14日以内に規程施行の責任者へ申し出る。
 - 27.5.1 所有権
 - 27.5.2 法律上の資格
 - 27.5.3 団体名
 - 27.5.4 授業料保護措置の変更
 - 27.5.5 団体の住所
 - 27.5.6 私立教育機関の責任者
 - 27.5.7 留学生(団体学生を含む)の年齢範囲に影響を与える運営条件の変更
 - 27.5.8 施設の変更または追加
- 27.6 27.5項に記載の変更について、加盟者は現行の規程加盟申請の内容に従うか、あるいは新しく加盟申請を行なう。
- 27.7 規程施行の責任者は、教育機関からの申請または同意があれば、加盟者を規程から除名することができる。
- 27.8 加盟者が現在IEAAまたは審査委員会の調査対象となっている場合、規程施行の責任者は、IEAAまたは審査委員会の書面による許可がなければ除名することはできない。

28 監督および評価

- 28.1 規程施行の責任者は、規程の順守を継続して監督するための手続きを設定し、実施する。これは、加盟者の規程順守を監督する個人または団体の指名あるいは任命を含むこともある。
- 28.2 規程施行の責任者は、最低でも実施5日前(通常の就業日)に加盟者へ連絡した上で、加盟者の現場調査を行う。
- 28.3 規程の順守を確認するため、加盟者は、少なくとも年1回業務評価をし、留学希望者および入学した留学生に提供される情報が正確であることを確認することが求められる。その結果は、規程施行の責任者から要請があった場合に提出できるような形式で記録する。
- 28.4 加盟者が規程内容を順守していないという正当な根拠がある場合、規程施行の責任者は問題をIEAAに照会し、規程に適合する調査の実施と苦情内容の特定を依頼する。
- 28.5 規程施行の責任者は、この規程の適用範囲外の問題についての苦情、例えば授業内容の質および/または品質保証を、特定の苦情調査に関する権限を与えられている外部組織へ照会できる。

9 運営管理

29 移行期の取り決め

- 29.1 2011年7月1日以降、加盟者は、15.5項、27.3項および27.4項に詳述の規程施行の責任者の許可を得ることなく、保護者と同居していない若年留学生を新たに就学または引き続き就学させてはならない。
- 29.2 2011年12月31日以降、1年生から6年生の生徒として学校に就学登録され、寄宿舎が学生寮であり、15.5項、27.3項および27.4項に詳述の規程施行の責任者の許可があれば、加盟者は、10歳以下の留学生を、認可を受けた寄宿舎に下宿させる、または、引き続き下宿させることができる。
- 29.3 「留学生の生活保障に関する服務規程(2010年改訂)」の発効以前にIEAAまたは審査委員会に申請された苦情は、2003年度版の規程に従って処理される。

30 規程の改正

- 30.1 規程施行の責任者が規程条項の改正を意図する場合、加盟者に書面でその内容を通知した上で、改正案に対する加盟者からの提言を得るために、少なくとも20日間(通常の就業日)の猶予期間を与える。
- 30.2 加盟者からの提言を受理した後、規程施行の責任者は改正案に対し、大臣より許可証の発行を受ける。
- 30.3 あらゆる規程の改正は、ニュージーランドガゼット(官報)によって通知される。

31 規程の運営管理権の譲渡

- 31.1 規程の運営管理権は、現在それを司る規程施行の責任者からその他の団体へ、その団体の同意を得た上で、譲渡されることもある。
- 31.2 業界の代表団体が、規程の運営管理権の譲渡を大臣に提言する場合もある。
- 31.3 現在の規程施行の責任者は、規程の運営管理権の譲渡の意図と、それによって生じる規程の必然的改正について加盟者に通達し、加盟者からの提言を得るために、少なくとも20日間(通常の就業日)の猶予期間を与える。
- 31.4 大臣は、現在の規程施行の責任者とその後任からの意見と、規程加盟者からの提言を考慮した上で、提起された譲渡案ならびに規程への必然的改正案に関する決定を下す。
- 31.5 いかなる規程の運営管理権の譲渡があった場合も、ニュージーランドガゼット(官報)にて通知される。

ニュージーランド学歴資格認定局 (NZQA) 発行。2013年8月

本書の内容に関する照会先:

NZQA

PO Box 160

Wellington 6140, New Zealand

www.nzqa.govt.nz

本書は著作権法により保護されています。NZQAの許可なくして、個人的な調査研究・批評および評価ならびに著作権法の許可範囲以外の目的で、本書の全体あるいは一部を複製することは禁じられています。